

低炭素社会の推進

(4-1-1 から 4-3-3 まで関連)

1 環境基本計画の推進

環境部 環境政策課

(1) 目標

松本市総合計画のまちづくりの基本目標である、「人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち」を実現するため、第3次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

平成29年3月に策定した「第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）」の推進を確かなものとするため、「第3次松本市環境基本計画年次報告書」を作成し、それぞれの施策の実施状況を把握するとともに、課題と見直し方針を設定する等、松本市環境審議会での外部評価も加えながらP D C Aサイクルによる適切な進行管理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りながら取組みを進めます。また、計画に基づく施策の実施状況については、数値目標のあるものだけでなく、数値として表現できない施策についても具体的事業の内容等を把握し、P D C Aサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定
	松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）策定
	松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画策定
	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定

イ 統計資料

平成29年度における第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	総合評価	
A（100%）	34	55.74%
B（70%以上）	20	32.79%
C（40%以上）	4	6.56%
D（40%未満）	1	1.64%
（評価できない項目）	2	3.28%
計	61	100%

基本施策
4-1-1

低炭素社会の推進

2 新エネルギー活用の推進

環境部 環境政策課

(1) 目標

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである地球温暖化に対し、徹底した省エネルギー化を進めるとともに、本市に多く賦存する多様な再生可能エネルギーについて、地域の活性化や災害時の活用に寄与するよう、積極的に導入を図ります。

(2) 平成 29 年度 の取組みと成果

ア 住宅用太陽光発電システム設置補助件数は 383 件、前年比 98.7% でした。これにより年間 1,074 トン（212 戸分相当量）の温室効果ガス削減効果があり、太陽光発電システム設置件数の一般世帯に占める割合が、年度末で 6.16% となりました。

イ 既存住宅の低炭素化を推進するため、住宅用温暖化対策設置補助金を創設しました。補助件数は 573 件で、これにより年間 1,133 トン（223 戸分相当量）の温室効果ガス削減効果がありました。

ウ 再生可能エネルギー事業を支援するため、再生可能エネルギー導入支援事業補助金を創設しました。申請のあった小水力発電事業 2 件のうち 1 件について採択し、1,000 万円を交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 制度創設から間もないことから、住宅用温暖化対策設備設置補助金や再生可能エネルギー導入支援事業補助金の周知を図る必要があります。

イ チップボイラーなど木質バイオマス熱利用の普及を図るため、市施設に導入するチップボイラーの積極的な広報や、チップ燃料供給会社の運営を支援することが必要です。

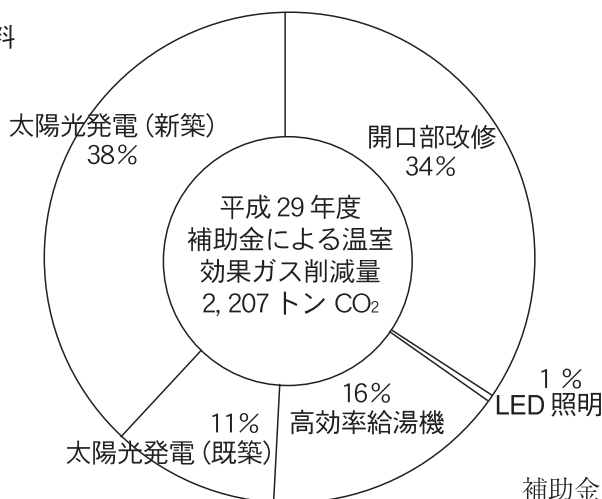
ウ 再生可能エネルギーを活用した事業を興すためには、多様な課題を解決する必要があることから、産学官が連携した事業化支援の枠組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 13 年度 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付開始
- 26 年度 太陽光発電を設置した住宅への蓄電システムの設置に対し補助金交付を開始
- 29 年度 住宅用温暖化対策設備設置補助金交付開始
再生可能エネルギー導入支援事業補助金交付開始

イ 統計資料



基本施策
4-1-1

低炭素社会の推進

3 消化ガス発電の実施

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを再利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した消化ガス発生に伴う発電を行います。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 宮 渚 では 発 電 設 備 増 設 工 事 が 完 了 し、順 調 な 発 電 に よ り 購 入 電 力 量 の 削 減 が 可 能 と な り ま し た。
- イ 両 島 では 平 成 27 年 1 月 か ら 発 電 ・ 売 電 を 行 い、3 年 間 の 順 調 な 発 電 実 績 が 確 認 で き ま し た。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮渚の消化ガス発電施設整備事業が完了し、両島と合わせて、全量の消化ガスを利用するため、安定した運転管理によって発電効果を維持することが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 22 年度 基本設計（日本下水道事業団）

【宮渚】

平成 23 年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団 デザインビルド方式による総合評価）

24 年度 機械設備・電気設備工事完了 3 月末より本格稼働

MGT（マイクロガスタービン）2 台

25 年度～26 年度 効果検証

27 年度 増設機設置実施設計・工事着手

28 年度 工事完了

29 年 3 月 本格稼働 MGT 4 台

【両島】

平成 25 年～平成 26 年度 ガス発電設備建設（プロポーザル方式による総合評価）

27 年 2 月 本格稼働 燃料電池 3 台

イ 統計資料

宮渚浄化センター消化ガス発電実績

宮渚浄化センター	27 年度	28 年度	29 年度
発電量 (kWh)	142 万	134 万	241 万
購入電力削減率 (%)	25.5	24.7	43.6
電力料金削減額 (千円)	21,500	16,300	28,500

両島浄化センター消化ガス売電実績

両島浄化センター	27 年度	28 年度	29 年度
売電量 (kWh)	212	200 万	198 万
売電収益 (千円)	98,700	88,000	87,000
売電単価 (円税抜き)	43.11	40.86	40.86

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

1 ごみ減量対策事業

環境部 環境業務課

(1) 目標

市民、事業者及び行政がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、ごみの分別収集の徹底、再資源化等を進めることにより循環型社会の実現を目指します。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 「事業系ごみの分け方・出し方」を市内の事業所へ配布、また、多量排出事業者を訪問して、ごみの適正な処理の指導を行いました。
- イ 集合住宅等のごみ量削減のため、ごみ収集業務のあり方検討会議を設置し、検討を開始しました。
- ウ 市民の安全を考慮し、スプレー缶等及びライターの分別回収を開始しました。
- エ 生ごみ堆肥化講習の実施、広報紙によるPR、各イベント等において生ごみの水切りの啓発に取り組みました。
- オ ごみ分別アプリを配信し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- カ 生ごみ処理機、剪定木破碎処理機、ごみ減量容器の設置経費の一部の助成を行いました。
- キ リサイクルセンターでの資源物の常時受入れや紙類常設回収の設置により、資源物収集日以外にも回収できる取り組みを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成 29 年度の総ごみ量は、前年度に比べ 2.2% 減少しました。これは、事業系の可燃ごみ運搬車に対する展開検査を実施したこと、民間事業者が独自に設置した回収ボックスに資源物を出す市民が多くなってきたことなどが要因と推測されます。
 今後は、生ごみ量の削減及び事業系ごみの減量化の取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 10 年度 生ごみ処理機購入費補助開始
- 11 年度～平成 13 年度 雑びん、ペットボトル、破碎ごみ、蛍光灯、乾電池の分別回収開始
- 15 年度 剪定木破碎処理機購入費補助
- 17 年度 容器包装プラスチックの資源化開始、廃食油の全市回収を開始
- 20 年 4 月 リサイクルセンター開設
- 26 年度 市内全地区（35 地区）において使用済小型家電製品の分別回収を開始
- 29 年度 スプレー缶等及びライターの分別回収を開始、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信

イ 統計資料

ごみ量の推移

(単位：t)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
可燃ゴミ	80,980	80,438	79,680	79,457	78,393
埋立ごみ	1,339	1,319	1,258	1,259	1,145
破碎ごみ	669	395	325	303	269
資源物	13,465	12,521	11,567	10,774	9,986
総ごみ量	96,453	94,673	92,830	91,793	89,793
前年対比	△3.3%	△1.8%	△1.9%	△1.1%	△2.2%

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

2 松本市エコトピア山田施設延命化の推進

環境部 環境業務課

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、より安全な施設として運営を行います。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 飛灰は、646 トンを資源化（人工砂化及び溶融）し、残り 2,862 トンを委託埋立することにより、市内の最終処分場へは埋立ては行っていません。
- イ 焼却灰は、1,401 トンを資源化（人工砂化及び溶融）し、最終処分場への埋立ては 5,704 トンでした。
- ウ 埋立ごみに混入する可燃ごみや資源ごみを再分別し、破碎処理を行うことにより、埋立の減容化を図りました。
- エ エコトピア山田の今後のあり方について、平成 30 年度から本格的な検討を開始するにあたり、施設の課題を整理及び庁内関係課との情報共有を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の延命化のため、平成 24 年度から飛灰の全量資源化に向けて取り組んできていますが、埋立可能年数が平成 29 年度末で残り 8 年程度となっており、引続き、一層の再資源化を推進するとともに、可燃ごみの減量化に努め、焼却灰等の発生を抑制する必要があります。併せて、より安全な施設として長期に使用するため、今後の施設の在り方について検討を行う必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 20 年度 焼却灰の資源化（人工砂化）を開始
- 23 年度 飛灰の資源化（地盤再生利用）を開始
- 24 年度 ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始、残りの飛灰を全量資源化
- 25 年度 飛灰の一部の資源化方法を地盤再生利用から人工砂化に変更
- 26 年度 焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加、飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
- 29 年度 施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、平成 10 年に改正された構造基準を念頭に新たな検討を開始

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法 (単位：t)

区分	処理方法	27 年度	28 年度	29 年度
資源化	焼却灰	1,333	1,307	1,401
	飛 灰	644	643	646
	小計	1,977	1,950	2,047
埋 立	焼却灰(市内埋立)	5,796	5,869	5,704
	飛 灰(委託埋立)	2,972	3,028	2,862
	小計	8,768	8,897	8,566
合 計		10,745	10,847	10,613

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

3 食品ロス削減事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

国内で年間646万トンに上ると推計されている、「食品ロス（食べられるのに廃棄されているもの）」を削減するため、ごみの減量及び食育推進の観点から特に重要な施策と位置付けて、あらゆる世代での「もったいない」を心がけた、食べ残し等を減らす取組みを進めています。

(2) 平成29年度取組みと成果

ア	家庭での取組み	・・・	おうちで「残さず食べよう！30・10運動」の推進
イ	飲食店での取組み	・・・	おそとで「残さず食べよう！30・10運動」の推進、残さず食べよう！推進店・事業所認定制度の推進（推進店110、事業所67）
ウ	環境教育	・・・	園児対象の参加型環境教育（市立全46園及び私立4園の年長児）、小学生対象の環境教育（市立全28校、附属及び私立各1校の3年生）
エ	食品ロス削減全国大会	・	本市主催により、第1回食品ロス削減全国大会を開催
オ	その他	・・・	広報、出前講座等での周知・啓発、第12回食育推進全国大会への出展

(3) 現状の分析と今後の課題

ア	平成25年度、28年度に実施した食品ロス組成調査等の結果を踏まえ、引き続き効果的な施策展開について検討します。また、平成31年度と同調査実施に向けて、準備を進めます。
イ	松本山雅FCとの連携や、小売店での啓発等により、幅広い層の市民に対する啓発を実施します。
ウ	食品ロス削減全国大会等に参加し、本市の取組みについて積極的なPRを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	「残さず食べよう！30・10運動」を開始
24年度	園児を対象とした参加型環境教育を開始
26年度	おうちで「残さず食べよう！30・10運動」の開始、環境教育用紙芝居を作成
27年度	第3回食品産業もったいない大賞において、「農林水産省食料産業局長賞」を受賞
28年度	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設、小学校環境教育を開始
29年度	第1回食品ロス削減全国大会を開催、松本山雅FCオフィシャルマスコット「ガンズくん」を30・10運動応援大使に任命

イ 第1回食品ロス削減全国大会について

平成29年10月30日、31日に松本市市制施行110周年記念事業として、「第1回食品ロス削減全国大会～広げよう30・10 in まつもと～」を、本市及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、消費者庁、農林水産省、環境省の共催で開催しました。大会初日は市民、事業者、行政など約800名が集まり、食品ロス削減に係る課題や先進的取組み事例を共有しました。トークショーの最後に会場が一体となり、「食品ロスを減らそう！」というメッセージを全国へ発信しました。また、パネルディスカッションでは、10月30日を「食品ロス削減の日」として全国一斉に行動する契機としていくことを宣言しました。大会二日目には自治体関係者向けの講習会を開催し、約150名が関係省庁との意見交換等を行いました。

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

4 松本キッズ・リユースひろば事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

子ども用品は、使用期間が限られており、傷みが少ないものの、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった子ども用品を無料で回収・配付することで子育て世代への支援とリユース（再利用）を進める機会とし、ごみの減量化を促進します。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア 子ども用品の回収

市内 26 カ所で常時回収を行い、子ども服・小物などを約 63,000 点（約 16 トン）、チャイルドシートなどを約 590 台（約 5 トン）回収しました。

イ 子ども用品の配付

回収した子ども用品を点検後、ラーラ松本屋内テニスコートで開催する配付会で希望者に無料で配付しました。配付会は計 6 回開催し、来場者は 1, 745 世帯となり、約 47, 000 点（約 15 トン）を配付しました。

ウ 広報

子育て無料情報誌及び各種新聞への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子ども用品を回収に出す方や配付会に参加される方が固定しないよう、多くの方の参加を促すために、広く周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

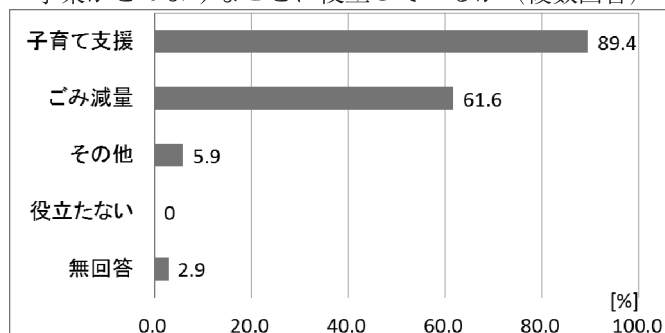
ア 経過

- 平成 27 年 8 月 各回収場所での常時回収を開始
- 10 月 第 1 回配付会開催（来場者：1, 000 人以上。予想以上の来場者数）
- 12 月～ 第 2 回配付会開催（安全確保のため事前応募制とした。年度内計 5 回開催）
- 28 年 5 月～ 計 8 回の配付会を開催（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、3 月）
- 29 年 5 月～ 計 6 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月、11 月、12 月、3 月）

イ 統計資料

本事業がどのようなことに役立っているかについて配布会来場者へアンケートを実施したところ、「子育て支援に役立っている」、「ごみ減量に役立っている」、「その他」として、家計に役立っているなどと回答した方の割合が 97% でした。

事業がどのようなことに役立っているか（複数回答）



基本施策
4-1-3

環境教育の充実

1 環境教育事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大をめざします。

(2) 平成29年度 of 取組みと成果

自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を18講座実施し、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。また、環境教育情報を希望者にメール配信し、継続参加者を増やしました。

学校内における環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる「環境学習プログラム」を学校へ情報提供し、様々な環境学習を18校で実施しました。

幼児期から、「もったいない」の気持ちを育み、環境に対する意識を高めるため、保育園・幼稚園の年長児童を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を50園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を30校で実施しました。

環境基本計画を子どもたちの目線でまとめた環境副読本を作成し、市内全小学4年生に配布しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコスクール事業実施後のアンケートでは、参加者の約5割が「講座内容が申込時の期待以上であった」と回答しました。自然に親しむだけでなく、自然環境を守ることの大切さを、体験を通して学び、理解する機会になっているものと考えます。

環境教育支援事業については、川をテーマとした、つながる学習が実施できました。引き続き、学校の意見・要望にあわせた学習プログラムを提供します。

園児や小学3年生対象の参加型環境教育では、園児・児童だけでなく保護者の環境に対する意識変化が現れていることから、引き続き実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア エコスクール実績

	27年度	28年度	29年度
講座開催数	14回	19回	18回
参加人数	325名	367名	322名

【実施内容】シカの角を探そう、ライチョウに会いに行こう、夏の自然観察会、ペットボトルから繊維を作ろう、化石を通じて地球環境を学ぼう、野鳥観察会、ロケットストーブを作ろう等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	27年度	28年度	29年度
実施校数	21校	17校	18校
実施事業	39事業	33事業	36事業
実施プログラム数	19講座	19講座	18講座
参加人数	1,991名	1,985名	1,856名

【実施内容】緑のカーテン設置指導、木の授業とバームクーヘン作り、水辺の生物の観察会、リバーアドベンチャー、あかりのエコ教室、マイ箸づくり、水ってなあに?等

基本施策
4-2-1

森林環境整備の推進

1 森林整備事業

農林部 耕地林務課、西部農林課

(1) 目標

森林は木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備、あわせて嵩上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約 94ha の森林造成事業を行いました。
- イ 岡田、四賀地区の更新伐事業を進めるため、林業事業者と連携し集約化に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。

- ア 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者が策定する森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた地区説明会を開催します。
- イ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進することにより、木材の利用促進を図るとともに、「伐って、植えて、育てて、伐る」という林業の適正な循環の構築に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 森林造成事業（委託・補助）

（単位：ha）

年度	造林	下刈	除伐	間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
29	2.76	4.33	0	38.94	19.69	26.79	1.79	94.30

イ 松本市森林資源の現況

（単位：ha）

松本市地域総面積 97,847(100%)											
森林 以外 (農地、 原野、 宅地 等)	森 林 面 積 78,530 (80%)										
	民 有 林 38,281 (49%)								国 有 林 40,249 (51%)		
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国 有 林		
	22,615 (59%)					14,833 (39%)		833(2%)	40,249 (100%)		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギ・ナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
19,317 (20%)	13,422	6,212	1,106	727	1,147	941	13,893	833	23,323	11,971	4,955
	35%	16%	3%	2%	3%	2%	37%	2%	58%	30%	12%

平成 30 年 3 月 31 日現在

森林環境整備の推進

2 松くい虫被害対策事業

農林部 耕地林務課

(1) 目標

松くい虫被害の拡大を防止するため「松本市松くい虫被害対策基本方針」に基づき、松林の区分に応じた対策を進め、健全な森林づくりを行うことによって、森林の多面的機能を維持するものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 拡大する松くい虫の被害に対処するため「松本市松くい虫被害対策基本方針」に基づき、「守るべき松林」、「周辺松林」及び「その他の松」に区分し、それぞれに応じた対策を進めました。
- イ 平成29年度は2,659本の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- ウ 四賀地区では、無人ヘリコプターによる薬剤防除を47ha実施し、あわせて安全確認調査や効果検証を実施しました。
- エ 衛星画像を活用したリモートセンシング調査により、市域の被害状況の把握を行い、被害先端地での対策や四賀地区で実施している薬剤散布の効果的な対策検討に活用しました。
- オ 四賀、岡田、本郷、里山辺地区に加え、入山辺地区でも住民主体による松くい虫対策協議会が組織され、対策の検討が進められています。
- カ 被害が激化している地区で、モデル的な取り組みとしてライフライン沿線の伐採を行ないました。
- キ 個人、団体が実施する、予防のための樹幹注入76件と感染拡大防止のため伐採処理145件に対して補助を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 基本方針に基づき、松林の区分に応じた対策を進めるとともに、リモートセンシング調査等により、被害状況の把握を行い、あわせて治山事業等各種事業の導入を検討し、効率的かつ総合的な対策を図る必要があります。
- イ 無人ヘリによる薬剤散布については、各地区の対策協議会からの要望を受け、合意形成なども踏まえ実施していますが、使用する薬剤等に対して、慎重な意見もあることから、地元住民とのリスクコミュニケーションを図り安全に実施します。また、安全確認調査や効果検証を引き続き行います。
- ウ 被害材の有効活用を図るため、木質バイオマス資源としての活用について検討します。
- エ 早期の対策が必要であるため、未被害地区及び微被害地区での対策協議会の設立を支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松くい虫被害対策

被害の拡大を防止するため、被害状況調査を実施し、伐倒駆除や更新伐、樹幹注入及び薬剤散布等の各種対策を地域の実情に合わせて行っています。

イ 被害木処理状況

年度	25	26	27	28	29
本数(本)	2,498	3,804	3,323	2,671	2,659
事業費(千円)	70,850	115,988	102,190	95,295	95,306

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

1 公園緑地の整備

建設部 公園緑地課

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 開発行為により生み出された、身近な緑地 3 箇所の整備を実施しました。
- イ 都市公園を長期にわたり安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、16 箇所の都市公園の遊具更新等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和 20 年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

平成 29 年度末現在、開設公園 160 箇所、開設面積 345.7ha、市民一人当たりの公園面積は 14.65㎡で、全国平均は 10.4㎡であり、長野県平均は 14.8㎡となっています。

公園の状況

区 分	27 年度		28 年度		29 年度	
	公園数 (箇所)	面 積 (ha)	公園数 (箇所)	面 積 (ha)	公園数 (箇所)	面 積 (ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.01	8	25.01
条例公園（注）	110	55.96	111	56.02	111	56.02
合 計	159	345.65	160	345.71	160	345.71

（注）都市計画決定していない条例公園

一人当たりの公園面積 (㎡)

	27 年度	28 年度	29 年度
松本市	14.71	14.65	14.65
長野県	13.45	13.50	14.80
全 国	10.20	10.30	10.40

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

2 緑の基本計画

建設部 都市政策課

(1) 目標

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア 緑の量を増やすことに加えて、緑の「質」を重視することや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学ぶこと、五感を通して「緑との関わり」を感じる視点について、開発計画などに対し周知を行いました。

イ 平成 28 年 3 月に策定した「緑のデザインマニュアル」を基に、景観計画に定める、個別条件ごとの敷地内緑化提案を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

策定した「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年 3 月	緑のデザインマニュアル策定（松本市）
9 年度	松本市緑の基本計画策定（基準年 H 7・目標年 H 27）
14 年 12 月	波田町緑の基本計画策定（基準年 H 14・目標年 H 33）
20 年 4 月	松本市景観計画策定
26 年度	松本市緑の基本計画を見直し策定
27 年度	緑のデザインマニュアル作成

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

3 水と緑の空間整備事業

建設部 都市政策課

(1) 目標

本市の特色である湧水箇所、多くの人を訪れる場所や小公園等、市街地の緑化を推進するものです。具体的には、市街地に点在する湧水箇所や小公園等に樹木を配置して緑陰を確保し、合わせてベンチ等を設けることにより、水と緑があふれた豊かさの感じられる集い・憩いの空間を創出します。

(2) 平成 29 年度の実績と成果

周辺住民を中心にワークショップを開催し、意見を反映しながら、6か所の湧水（井戸）周辺及び小公園の整備を実施しました。（なわて若がえりの井戸、下町会館ほか）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成 27 年 3 月に策定した「松本市緑の基本計画」では、これまで同様、緑を増やすことは大切ですが、心に潤いと豊かさを感じられる社会を実現するためには、限られたまちの空間に人々が心地よいと感じる「質」を重視した緑を増やすことがより大切であるとしています。
- イ 事業にあたって、心地良さや周辺との調和を重視するため、実際にそこにいる方に意見聴取を行い、設計、施工に反映しています。
- ウ 意見聴取のため調整に時間を要し、事業進捗に影響することがあります。
- エ 心地よい空間確保のため、整備済箇所の維持・修繕費用の安定した財源確保が必要となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年 3 月	緑のデザインマニュアル策定（松本市）
9 年度	松本市緑の基本計画策定（基準年 H 7・目標年 H 27）
1 年 12 月	波田町緑の基本計画策定（基準年 H 14・目標年 H 33）
20 年 4 月	松本市景観計画策定
26 年度	松本市緑の基本計画を見直し策定
27 年度	緑のデザインマニュアル見直し策定
27 年度	水と緑の空間整備事業 6 か所
28 年度	水と緑の空間整備事業 6 か所

基本施策
4-2-3

生物多様性保全の推進

1 生物多様性保全事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」を基に、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生をめざします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 松本市特別天然記念物であり国内希少野生動植物種に指定されているゴマシジミの幼虫や成虫の生息状況や生息地の植生調査を6月から10月にかけて実施しました。
- イ ゴマシジミ採取禁止看板の設置や、自然保護活動啓発ベストを作成しました。
- ウ 6月から9月にかけて、市民参加型環境調査として市民セミ調査を実施し、33人から報告がありました。
- エ 河川清掃におけるアレチウリ等の特定外来生物駆除活動に6,080人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるもの、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなることで、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発の必要があります。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

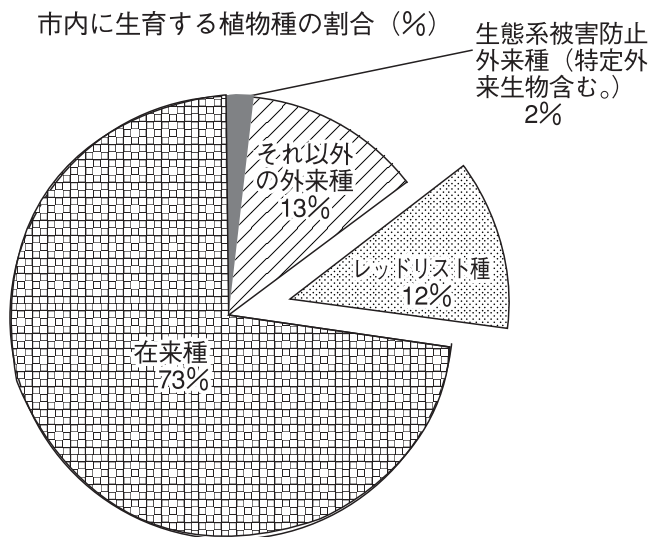
ア 経過

- 平成 23 年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27 年度 松本市生物多様性地域戦略策定。市民参加型調査として市民カエル調査を実施
- 28 年度 市民参加型調査として市民ホテル調査を実施。ゴマシジミモニタリング調査を実施

イ 統計資料

市内に生育する植物種（2,933種）※のうち、
レッドリスト種（絶滅危惧種）の割合（H27）
12.5パーセント（368種）

※ 文献などにより確認された植物種数



基本施策
4-3-1

水・大気などの環境保全の推進

1 環境調査と公害の未然防止

環境部 環境保全課

(1) 目標

環境調査を適切に、かつ継続的に実施し、市内の状況を把握し、環境保全対策の基礎資料とします。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水の監視や、土壌汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 平成 29 年度 の 取組み と 成果

- ア 河川や地下水などの水質調査（75カ所）、騒音の環境調査（11カ所）、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査（84事業場 延べ103回）
- イ 土壌汚染対策
 - (ア) 土壌汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数 0件
 - (イ) 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 33件
- ウ 公害苦情処理（公害苦情数 57件）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 公共用水域の水質の保全をはかるための事業場からの排水の監視や、河川及び地下水の調査を継続します。
- イ 地下水汚染の未然防止をはかるため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設については、構造基準の順守、点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視します。
- ウ 土壌汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底を図ります。
- エ 公害苦情件数は減っていますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を周知していく必要があります。

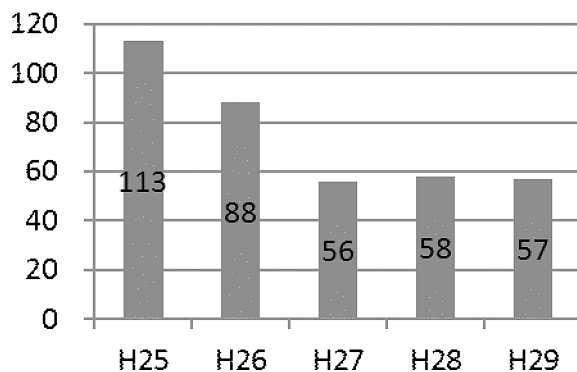
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 6年度 水質汚濁防止法に定める政令市に指定
- 15年度 土壌汚染対策法 施行
- 20年度 環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定
- 24年度 県から大気汚染防止法の一部の事務が移譲

イ 統計資料

公害苦情数(件)



基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

1 景観形成の推進

建設部 都市政策課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 平成 29 年度 of 取組みと成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は 172 件、同「通知」件数は 14 件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務 436 件、うち、違反広告物の是正案件は、3 件でした。波田地区において、29 年度で終了する既存屋外広告物改修事業補助金を 6 件交付しました。
- ウ 平成 30 年 1 月から景観の事前協議制度を導入し、大規模な建築物について、効果的な景観誘導を図っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成 20 年 3 月に「松本市景観計画」策定以降、10 年が経過しています。これまでの施策の検証し、今後の景観行政を見直す時期が来ています。
- イ 市民の景観に対する意識の高揚に資するため、景観賞等、既存事業を検証し、新たな事業を開発します。
- ウ 屋外広告物については、県からの権限移譲も含め、制度全般の抜本的な見直しに着手します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 昭和 60 年度 | 第 4 次基本計画に基づき「松本市都市美観整備計画」を策定 |
| 63 年度 | 都市景観形成モデル都市の指定 |
| 平成 4 年度 | 「松本市都市景観条例」を施行 |
| 12 年度 | 「松本城周辺高度地区」を都市計画決定 |
| 14 年度 | 「松本市公共案内サイン基本計画」を策定 |
| 19 年度 | 「松本市景観計画」を策定、「松本市都市景観条例」を全部改正 |
| 20 年度 | 「松本市景観条例」、「松本市屋外広告物条例」を施行 |
| 21 年度 | 「松本市景観計画デザインマニュアル」を策定 |
| 22 年度 | 「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定 |

基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

2 空き家対策

建設部 都市政策課

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、都市政策課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、活用困難な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア 県が進める「信州まちなかりノベーション推進事業」により天神地区及び城西地区で空き家見学会を4回開催しました。

イ 空き家対策の強化を図るため、10月から都市政策課に総合相談窓口を設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、地域住民等で構成する空家等対策協議会及び庁内関係課と協議を行い、平成30年度中に空家等対策計画を策定し空き家対策を進めます。

また、空き家対策に向けた市の基本的な取組姿勢や方針を示すことにより、市民の空き家に対する意識向上に繋げていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 24 年度 第 1 回 空き家対策庁内課長会議の開催

空き家・空き地調査の実施

26 年度 「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査

27 年度 「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）

28 年度～ 県が進める「信州まちなかりノベーション推進事業」により天神地区及び城西地区で空き家見学会を開催

基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

3 まちなみ修景事業

建設部 都市政策課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

(2) 平成29年度の実施と成果

お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロックにおいて締結した、まちなみ形成の基本となるまちづくり協定に基づき、具体的な修景基準を検討しました。この基準を、協定に基づく運営委員会にはかり内容を確認しています。今後は地区内で共有、建築等の行為に当たっては、景観形成に資するよう地区内での意識醸成を支援します。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 南西外堀復元事業、内環状北線整備事業等、大規模な公共事業が進行しており、具体的な形となって表れつつあります。
- イ まちづくり修景基準の定着を急ぐとともに、地区内での要望収集、調整について、まちづくり推進協議会に依頼しながら、まちづくり修景事業を進めてまいります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過と実績

事業年度：平成元年度～

対象地区：中町・本町・下町・中央東地区

事業期間：中町（H 1～21）、本町（H 13～16）、下町（H 6～23）、中央東（H 18～25）

補助実績：中町（52件）、本町（17件）、下町（42件）、中央東（13件）

基本施策
4-3-3

公衆衛生環境の向上

1 市営霊園管理事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

市民の墓地需要に対応するため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 平成 29 年度 of 取組みと成果

- ア 市営霊園の貸付けを、随時行いました。
- イ 中山霊園に合葬式墳墓の新たな形態となる樹木式埋蔵場所の整備をし、供用を開始しました。また、当初受付予定数に達した共同埋蔵場所の増設を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析

従来型の墓所利用者は、合葬式等の墓所に遺骨を移し、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が増加傾向で推移している一方で、新たに従来型墓所の貸付けを受ける方は、減少の傾向にあります。

また、平成 24 年度に供用を開始した合葬式墳墓は一定の需要があり、新たに供用を開始した樹木式埋蔵場所の申込者数を合せると、年度中に 200 件を超える申込みがありました。
- イ 今後の課題

墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 市営霊園の聖地貸付・返還数実績 (件)

項目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
新規貸付	181	140	132	110	63
返還	39	49	51	49	57

イ 市営霊園の合葬式墳墓申込数実績 (件)

項目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
個別埋蔵	37	47	45	43	50
共同埋蔵	51	63	78	58	101
樹木式埋蔵	—	—	—	—	72

公衆衛生環境の向上

2 河川環境美化事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 平成 29 年度の実績と成果

- ア 河川をきれいにする会（18 団体）の運営補助
- イ 信濃川を守る協議会、長野県による河川パトロールの実施（年 2 回）

(3) 現状の分析と今後の課題

河川のごみ量は減少傾向にありますが、引続き清掃・啓発を行い、環境美化に努めます。
また、特定外来生物の駆除も引続き行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 42 年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後各河川をきれいにする会が設立
平成 28 年度 三間沢川をきれいにする会が設立し、18 団体となる。

イ 統計資料

(ア) 河川をきれいにする会（18 団体実績）

	清掃回数 (延回数)	収集ごみ量 (kg)	のべ参加人数 (人)
27 年度	409	215,000	29,996
28 年度	413	218,000	28,920
29 年度	361	204,200	24,723

(イ) 河川パトロール実績 (2 回/年)

	収集ごみ量 (kg)	参加人数 (人)
27 年度	445	82
28 年度	555	104
29 年度	809	151

基本施策
4-3-3

公衆衛生環境の向上

3 地域ねこ管理活動支援事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 平成 29 年度 の取組みと成果

- ア オス 59 頭、メス 89 頭の去勢、不妊手術を行いました。
- イ 松本保健福祉事務所松塩筑地区管内の猫の引取頭数が 177 頭から 63 頭に減少しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域ねこ管理活動の指定地域 144 カ所のうち、45 カ所は全て去勢、不妊手術を終了しました。
- イ 今後も地域ねこ管理活動支援事業の指定地域の住民の理解を得られるよう努めます。引続き事業を行い、捨て猫等に起因する地域トラブルの減少を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行
26 年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額

イ 統計資料

地域ねこ管理活動支援事業として行った手術頭数

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
オス (頭)	上限 8,640 円	24	63	41	56	59
メス (頭)	上限 16,200 円	29	84	99	90	89
合計 (頭)		53	147	140	146	148